

2022年7月1日

東京都千代田区神田神保町一丁目 105 番地  
株式会社インプレスホールディングス  
代表取締役 松本大輔

東京都千代田区神田神保町一丁目 105 番地  
株式会社 IPG ネットワーク  
代表取締役 伯田敦

### **吸収分割にかかる事後開示備置書類**

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号  
並びに会社法施行規則第 189 条各号に基づく開示事項)

株式会社インプレスホールディングス（以下「承継会社」といいます）と株式会社 IPG ネットワーク（2022 年 7 月 1 日をもって、株式会社 Impress Professional Works より商号変更。以下「分割会社」といいます）は、2022 年 4 月 26 日付で締結した吸収分割契約書に基づき、2022 年 7 月 1 日を効力発生日として承継会社が分割会社の経営管理業務に関する権利義務を承継する吸収分割（以下「本吸収分割」といいます）を行いました。

本吸収分割に関する会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号並びに会社法施行規則第 189 条各号に基づく開示事項は下記のとおりです。

#### 記

1. 本吸収分割が効力を生じた日  
2022 年 7 月 1 日
  
2. 分割会社における会社法第 784 条の 2、第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続の経過
  - ① 反対株主の差止請求による手続の経過（会社法第 784 条の 2）  
株主から、会社法第 784 条の 2 の規定による差止請求はありませんでした。
  - ② 反対株主の株式買取請求による手続の経過（会社法第 785 条）  
分割会社は、その発行する株式の全てを承継会社に保有されているため、会社法第 785 条第 1 項の規定に基づく株主からの株式買取請求について、該当事項はありません。
  - ③ 新株予約権買取請求による手続の経過（会社法第 787 条）  
分割会社においては、会社法第 787 条第 1 項第 2 号に定める新株予約権を発行していないので、同条に定める新株予約権者に対する通知、公告は行っておりません。
  - ④ 債権者保護手続の経過（会社法第 789 条）  
本吸収分割における分割会社から承継会社への債務の承継は、重畳的債務引受の方法により行いましたので、会社法第 789 条の規定による債権者保護手続は実施しておりません。
  
3. 承継会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過
  - ① 反対株主の差止請求による手続の経過（第 796 条の 2）  
本吸収分割は、会社法第 796 条第 2 項に定める簡易分割に該当することから、該当事項はありません。
  - ② 反対株主の買取請求による手続の経過（会社法第 797 条）  
本吸収分割は、会社法第 796 条第 2 項に定める簡易分割に該当することから、承継会社の株主には株式の買取請求権が認められておりません。

③ 債権者保護手続の経過（会社法 799 条）

承継会社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2022 年 5 月 10 日付の官報に公告し、電子公告を行いました。異議申述期限である 2022 年 6 月 10 日までに異議を申述された債権者はありませんでした。

なお、電子公告を行ったことから、知っている債権者への各別の催告は省略してしております。

4. 承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

承継会社は、効力発生日をもって、分割会社から経営管理業務に関する資産、負債その他の権利義務を承継いたしました。

承継会社が分割会社から承継した資産は、831 百万円（概算値）、負債は 577 百万円（概算値）です。

5. 本吸収分割の登記をした日

2022 年 7 月 1 日（予定）

6. その他本吸収分割に関する重要な事項

該当する事項はありません。

以上